

【確認】

インフルエンザによる出席停止期間の基準は学校保健安全法施行規則の一部改正により、平成24年4月1日から以下のようになっています。

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで

このことを実際のケースを想定して考えると裏面の表のようになります。

改正されたインフルエンザの出席停止基準の考え方（幼児の場合は解熱した後3日を数える）

※「発症」とは「発熱」を目安とする。

※発症後4日目以降に解熱した場合は、解熱日によって出席停止期間は延長される。

例		発症日	発症後5日を経過						
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目	発症後7日目
		出席停止	→					登校可能	
2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	発症後6日目	
		出席停止	→					登校可能	
3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	→					登校可能	
4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	→					登校可能	
5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目
		出席停止	→					登校可能	

表は保健体育課健康づくり推進室のホームページにも掲載しています。

